

## 国連世界観光機関駐日事務所、奈良県立国際高等学校及び 奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書（案）

### （目的）

第1条 この協定は、国連世界観光機関駐日事務所（以下「UNWTO駐日事務所」という。）と奈良県立国際高等学校及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、持続可能で責任ある観光の促進と国内外で活躍するグローバル人材の育成に寄与するために連携協力することを目的とする。

### （連携協力の内容）

第2条 UNWTO駐日事務所、奈良県立国際高等学校及び教育委員会の三者（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）UNWTO駐日事務所による、教育委員会及び高等学校のカリキュラム開発に関する指導助言や資料提供
- （2）UNWTO駐日事務所による、高等学校の生徒（以下「生徒」という。）の観光分野における課題研究に関する指導助言
- （3）UNWTO駐日事務所による、生徒への観光に関する国際会議の運営補助やインターンシップの機会の提供
- （4）協定締結者共催の国内外の高校生が参加する高校生国際会議の開催
- （5）その他前条の目的を遂行するために必要と認める事項

### （施設設備等の利用）

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、業務に支障のない限り、協定締結者の有する施設設備等の利用を妨げない。

### （経費）

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

### （守秘義務）

第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者相互の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （有効期間等）

第6条 この協定は、協定締結日から発効し、2023年3月31日までを期間とする。

- 2 この協定書の有効期間満了日が属する年度の12月末日までに協定締結者のいずれから改廃の申し入れがない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

### （その他）

第7条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

〇〇年〇月〇日

奈良県奈良市三条本町8番1号  
国連世界観光機関駐日事務所

代 表

(本保 芳明)

印

奈良県奈良市二名町1944番12  
奈良県立国際高等学校

奈良県立国際高等学校開校準備事務管理者  
教育政策推進課長

(熊谷 啓子)

印

奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県教育委員会

教育長

(吉田 育弘)

印